

職場つみたてNISA 運営要領

職場つみたてNISA取扱規程に定める職場つみたてNISAに関する事務は、本運営要領の定めるところにより行うものとする。

1. 取扱金融機関の募集

- (1) 総務企画局総務課管理室（以下「管理室」という。）は、金融庁の職場つみたてNISAに基づく事務の実施を希望する金融機関を募集し、必要に応じて追加募集を行う。その際、必要に応じて、総務企画局政策課（以下「政策課」という。）の協力を得ることとする。
- (2) 募集に当たっては、以下2点を満たすことを要件とし、応募する金融機関（以下「取扱金融機関」という）に対して申出書（別紙）の提出を求める。
 - ① 職員に対する金融・投資教育（iDeCoの運営管理機関については、iDeCoに関するものを含む。）を実施可能であること。
 - ② 顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、その取組方針を公表していること。
- (3) 管理室は、取扱金融機関から、申出書を受理し、管理・保管する。
- (4) 管理室は、円滑な事務の遂行を確保するため、取扱金融機関と相互に事務担当窓口を報告し、変更がある場合は通知する。

2. 職員への周知

- (1) 管理室は、職場つみたてNISAに関する以下の情報を、金融庁ポータルサイトに掲載する。また、ポータルサイトへの掲載情報を更新した場合などには、職員に対して、その旨を電子メールにより周知する。
 - ① 職場つみたてNISA 制度概要
 - ② 職場つみたてNISA 取扱規程
 - ③ 金融庁職員におけるつみたてNISA等の利用について
 - ④ 取扱金融機関情報
 - ・ 金融機関の名称、照会先
 - ・ つみたてNISA申込ページ（職場つみたてNISA専用申込ページを含む）や、金融・投資教材のURL
- (2) 管理室は、取扱金融機関の希望に応じて、取扱金融機関の提供する、つみたてNISA及びiDeCoに係る申込書類及び金融・投資教材を保管し、職員の求めに応じて配布する。また、その旨を上記（1）に定める電子メールによる周知の際に併せて、周知する。

3. 金融・投資教育の実施

- (1) 管理室は、必要に応じて政策課と連携し、職員に対して、対面セミナー形式による金融・投資教育を受ける機会を提供する。
- (2) (1)の対面セミナーは、休憩時間、または勤務時間終了後に、庁内で開催することとする。また、個別金融機関の個別商品に関する説明は行わせないよう留意する。
- (3) (1)の対面セミナーの開催が決定した場合、管理室は、その旨を職員に対して周知する。
- (4) 取扱金融機関から、職場つみたてNISA専用WEBサービスを通じた金融・投資教育を実施したい旨の申し出があった場合、管理室は、ポータルサイトにおいて、取扱金融機関より依頼されたURL、ID等を職員に周知する。

4. その他

職員が、特定の取扱金融機関に対して、つみたてNISA又はiDeCoの口座開設を希望する場合、職員本人が申し込むものとし、金融庁(管理室及び政策課ほか全局課、公認会計士・監査審査会、証券取引等監視委員会)は、記入済みの申込書類の預かり等を含め、当該契約に一切関与しない。

(以上)

「職場つみたて NISA」に係る金融機関の申出書

金融庁総務企画局総務課管理室 ご担当者様

株式会社〇〇は、金融庁の「職場つみたて NISA」に関して、下記のとおり申し出ます。

1. 確認事項

株式会社〇〇は、以下の事項を確認します。

- (1) 金融庁職員に対して、金融・投資教育を提供すること
- (2) 顧客本位の業務運営に関する原則を採択し、その取組方針を公表していること

2. 役務の提供

(1) 株式会社〇〇は、以下の役務を提供します。

- ① 金融庁に対する口座開設書類等の提供
- ② 金融庁に対する取扱店舗、担当者名等の通知
- ③ 金融庁職員に対する金融・投資教育の提供

(2) 株式会社〇〇は、金融庁の要請を受けて、(1)③の金融・投資教育を提供することとし、WEB サービスや対面によるセミナー形式等で実施します。

(3) (2)のセミナー形式の詳細については、別途、金融庁と協議の上、決定いたします。

(4) 金融庁職員が、株式会社〇〇に開設した証券取引口座において行う投資については、株式会社〇〇の定める証券取引約款の規定によることとします。

3. 事務の取扱い

本申出書に基づく事務の取扱いの円滑を図るため、株式会社〇〇は金融庁に対して、事務担当窓口を報告し、変更がある場合は通知いたします。

4. 有効期間

(1) 本申出書の有効期間は、申出の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに株式会社〇〇から何らの意思表示がない場合は、さらに1年間、本申出に基づく事務を継続するものであることに同意いたします。

(2) (1)の規定に関わらず、株式会社〇〇に次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、即時に本申出書に基づく事務が終了することになっても異議ありません。

- ① 支払の停止、手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分、又は破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始の申立があった場合
- ② 差押、仮差押又は滞納処分に係る命令又は通知が発せられた場合
- ③ 官公庁から業務停止処分を受けた場合
- ④ 前各号のほか、本申出書に基づく事務を継続し難い重大な事由を生じさせた場合

5. 規定外事項および疑義等の協議

本申出書に定めのない事項および金融庁と株式会社〇〇間に疑義または紛争の生じた事項については、そのつど両者間の協議により解決することとします。

6. 役務の提供開始

2. (1)に定める役務の提供は、平成 年 月 日より開始いたします。

平成 年 月 日

住 所

名 称

代表者名